

法務省民商第954号  
平成16年3月31日

法務局民事行政部長 殿  
地方法務局長 殿

法務省民事局商事課長

商業登記規則等の一部を改正する省令の施行等に伴う商業・法人登記事務の取扱いについて（通知）

商業登記規則等の一部を改正する省令（平成16年法務省令第22号）が本年6月21日から施行されることとなり、本日、「商業登記規則等の一部を改正する省令の施行等に伴う商業・法人登記事務の取扱いについて」と題する民事局長通達（法務省民商第952号。以下「通達」という。）及び「商業登記等事務取扱手続準則の一部改正について」と題する民事局長通達（法務省民商第953号）が発せられたところですが、これに伴う登記事務の取扱いについては、下記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、用語の定義は、通達の定義に従います。

記

1 納付期限（通達第4の5、第7の1関係）

登録免許税又は登記手数料の納付期限は、申請書情報（登録免許税又は登記手数料の追加納付を伴う補正をオンラインにより行う場合にあっては補正情報）が法務省システムに到達した日の翌日から起算して3日間とする。ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に掲げる休日は、この期間に算入しない。

2 使用することができる特定認証業務電子証明書（規則第116条の3第3項第3号、第4項第2号関係）

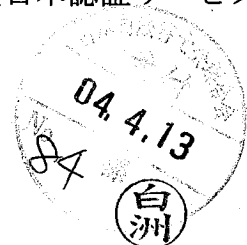
(1) 規則第116条の3第3項第3号の規定（他の法令において準用する場合を含む。）により、法務大臣が定める特定認証業務電子証明書は、次のとおりである（[http://hinsei.moj.go.jp/usage/e\\_syoumei.html](http://hinsei.moj.go.jp/usage/e_syoumei.html)参照）。

「AccreditedSignパブリックサービス2」ID型（日本認証サービス株式会社）  
（<http://www.jcsinc.co.jp/service/e-Japan.html>）

(2) 規則第116条の3第4項第2号の規定（他の法令において準用する場合を含む。）により、法務大臣が定める特定認証業務電子証明書は、次のとおりである（[http://hinsei.moj.go.jp/usage/e\\_syoumei.html](http://hinsei.moj.go.jp/usage/e_syoumei.html)参照）。

ア 「AccreditedSignパブリックサービス2」基本型及び属性型（日本認証サービス株式会社）

（<http://www.jcsinc.co.jp/service/e-Japan.html>）



イ 「セコムパスポート for G-ID」(セコムトラストネット株式会社)  
(<http://www.secomtrust.net/service/ninsyo/forgid.html>)

3 準則附録第49号様式に準ずる様式(準則第112条第1項関係)

準則第112条第1項の附録第49号様式に準ずる様式は、別紙のとおりとする。

日記第 号  
平成 年 月 日

税務署長 殿

法 務 局

支 局  
出 張 所

登 記 官

職 印

### 還 付 通 知 書

登録免許税法第31条第1項の規定により通知する。

登 記 の 区 分	
申 請 書 受 付 の 年 月 日 及 び 番 号	平成 年 月 日 受付第 号
還 付 金 額	金 円
還 付 原 因	1. 却下 2. 取下 3. 過誤納
還付原因の生じた日	平成 年 月 日
納 付 方 法 収 納 機 関 の 名 称	1. 印紙 2. 領収証書 ( 銀行 郵便局 支店 税務署 ) 3. 電子納付
申請人の住所・氏名 (法人の場合は名称・主たる事務所)	
納 税 地	(同 上)
還付通知の請求・還付 申出の別及び年月日	1. 還付通知請求 2. 還付申出 平成 年 月 日
希 望 す る 還 付 場 所	市 区 町 村 番 地 ( 銀行 郵便局 支店 口座 )
備 考	

(注) 1 「登記の区分」欄には、例えば、「別表第一の19(一)カ取締役の変更の登記」のように記載する。  
2 電子納付の場合には、「備考」欄に納付番号及び納付年月日を記載する。